

「定家卿懷中書」の由来

—〈テキスト幻想〉再措定のために—

川平ひとし

要 旨

鎌倉末期を目処として成立したと考えられる歌論書（あるいは歌学書）である『和歌淵底秘抄』（「和歌淵底抄」とも）の、奥書中に見える「定家卿懷中書相傳次第」という語句、ことに「定家卿懷中書」という名辞に着目する。当該の書は藤原定家その人の著作とは認められない。しかし、右の名辞が伝えているのは、同書は定家に関わる書に他ならないことを示唆しさらに当の書を授受・継承してきたという事実を証示しようとする主体の意志の現れである。本稿では、この名辞に含まれている意味と意義を解きほぐすことによつて、テキストを制作し、さらに制作された当のテキストを受容し取り扱う中世の人々の〈テキスト意識〉や、定家に仮託されたテキストの生成と展開の問題との結びつきを検討する。そこから仮託書類のテキストに働く力としての〈テキスト幻想〉を抽出して、その再措定と命題化を試みる。定家仮託書を追究するための一観点を設定してみたい。

はじめに

鎌倉末期を目処として成立したかと考えられる（後述）歌論書（あるいは歌学書）である『和歌淵底秘抄』（『和歌淵底抄』とも）の奥書中に、「定家卿懐中書」という語が見える。細かに言えば、『淵底秘抄』（以下この略称による）の諸伝本の奥にある流伝過程を示す書写奥書類の前に、

定家卿懐中書相傳次第

と掲げて、定家以後の「相傳」の「次第」を系図風に略記してある箇所、当の標目に見えるのがそれである。この標目の記載の意味するところは、或る特別の意義と価値を備えた書物を、一つの由緒正しい系譜のもとに順次、授受・継承してきたという事実を証示しようとする意志の現れたものだと解しうる。ただし『淵底秘抄』自体は定家の著作ではもとよりなく、定家の手に成った書と明確に認定されて流伝してきているのではない。そうだとすれば、当該の標目に「定家卿懐中書」という概念を揚言し、当の書物の「相傳」やその「次第」を語っていること自体の意味を考えるべきであろう。結論を先に言えば、ここには、テキストを制作し、さらに制作された当のテキストを受容し取り扱う担い手たちにおける意識——中世の人々の〈テキスト意識〉——の一端をうかがいうるであろう。そして当面のテキストが何がしか「定家卿」・藤原定家にかかわるものとされているのだとすれば、事は中世における定家享受、

とりわけ定家に仮託されたテキストの生成と展開の問題とも密接に結びつくことになるはずである。小稿では、この「定家卿懐中書」という名辞をめぐる疑問に発して考えうることもを述べ、合わせて今後踏み入るべき探究の道筋に、幾分かの理路を見出してみたいと思う。

1 懐中の書

『淵底秘抄』成立の目安となるのは、上述の同書奥書に見える年紀の内、最も早い嘉元三年（一三〇五）である。同書は遅くとも右の年次以前には成立し流布していたと推定されよう。後述するように、右の年次は以下の論述にとって重要な留意すべき点の一つである。ただし、歴史軸に沿った考察を直ちに進める前に、疑問の発端である名辞について考えておきたい。

そもそも「定家卿懐中書」とは何であろうか。強いて分ければ、「定家卿懐中書」の意味として次のような内容を想定しうると思う。

- (1) かつて定家が著し、かつ懐中していた書。
- (2) かつて定家が著し、それゆえに、今も懐中して秘すべき書。
- (3) 著者はともあれ、かつて定家が懐中していた書。
- (4) 著者はともあれ、何らかの意味で定家にかかわるゆえに、今、懐中して秘すべき書。

右の内のどれに該当するとすべきなのか、すぐさま断じられないほど

に、「定家卿懷中書」の意味は多義的であり、曖昧ですらある。ここに言われている「書」の著者についても——定家その人の著作としているのか否かすらも——また本源的な出所・伝来についても厳密には明示されることなく、すなわち事実や実体は定かでないまま、それでいて当該のテキストは定家に深く結びつくものであること、そして懷中に秘蔵されるにふさわしい価値を有しているものであることが、ほとんど自明のこととして含意されているとも言える。ここに介在しているのは、「定家卿」に寄せる切なる想いに基づいて築き上げられたところの、中世の人々の特別の思念であろう。同時に「定家卿」につながる書物に対する中世の人々の特別の思念であろう。前者の想像を〈定家幻想〉と呼び、後者の思念を〈テキスト幻想〉と呼ぶことにしよう。前者と後者とは密接に関連していること、そして後者は前者によって強固に裏打ちされていることは言うまでもない。小稿で考えたいのは主として後者、〈テキスト幻想〉についてである。その際、特に鍵となるのは、上述のような含みをもって語られる「定家卿懷中書」の「懷中」そして「懷中書」の意味するものであるろう。

あらためて「懷中書」とは何か、と問い直してみたい。

言うまでもなく「懷中」は、衣服とそれをまとう者の胸との間、衣服に包まれて外から隔てられ、しかも身体に密着して五臓にもっとも間近にある、閉ざされた部位の謂である。ではその「懷中」の「書」とは何

であろうか。

ただし、ここで「懷中書」の語意とその語史もしくは語誌自体を細述することは、当面の目的ではない。いま簡略に言えば、「懷中書」あるいは「懷中の書」とは、何より懷中に収められるほどに小ぶりで携帯するのに便利な(Pocketable)、何処へでもたやすく持ち運びできる(Portable)書物の意であろうし、所持するのに簡便であると同時に、時に応じてすぐさま取り出して活用しうる(Applicable)有効・有益な(Useful)書物の意であろう。周知のように、特に近世にあつては、「懷中」の名を冠した諸種の書物が多彩に作成され、刊行されもして、広く流布していた。たとえば暦・地図・地誌・辞書などをはじめとする、様々なジャンルにかかわる「懷中書」「懷中の書」がそれである⁽¹⁾。また「懷中」と並んで「懷宝」の名を冠した書物もほぼ同様の意義をもつものとして幅広く行なわれていた⁽²⁾。

しかし、小稿の問題と直接に触り合うのは、それらの近世における諸書ではなく、近世以前の「懷中書」である。その際、特に重要となるのは「懷中書」の今一つの側面、すなわち単に実益に満ちた至便の書物という意味ばかりでなく、それ以上に、持主にとっては肌身に添って在るものであるゆえに、表に露わすことなく、むしろ内に密かに保持しておくべき中味を含んだ貴重な(Valuable)書物という意味における「懷中書」である。言い換えれば、特有の意義と価値を付与された「懷中書」⁽³⁾である。我々にとっての問題を尋ねるためには、近世から溯って、その種の価値付けられたテキストとしての「懷中書」が行われていた時代と

当のテキストの存在状態、すなわち中世の「懐中書」へと赴かなければならぬだろう。

2 テキストとしての「懐中書」

中世の「懐中書」、しかも主として和歌のジャンルにおける「懐中書」の来歴を尋ねること、ここでの我々の課題はそれである。ただし中世の「懐中書」の成り立ちは一様ではない。問題の輪郭をもう少し見定めておこう。

そもそも、「懐」や「懐中」と和歌における表現行為としてテキストとは、深い縁を持っている。懐中に、あるいは身近に備えて、折々に詠出した和歌をしたためるのは「懐紙」（ふところがみくわいし）であり、和歌会に提出するのも懐紙に清書した詠草である。一紙一紙の懐紙はすなわちテキストにはかならない。また、会に出詠する歌人らは清書した懐紙を各自、懐中に収めて（「懐中して」）会の場に臨む。それは和歌会の作法を記した諸書に、

先づ、愚詠を懐にしてその所に参り、便に随ひて着座す

（『袋草紙』上巻⁽⁴⁾）

兼日預題之人装束随催参其所、和歌清書懐中殊加用意不可落

（定家「和歌会次第」⁽⁵⁾）

のごとく誌されるとおり。和歌会の次第は、まず「懐中」の懐紙・テキストに留意するところから始まると言ってもよいのである。⁽⁶⁾

一方、「懐の中」には懐紙ばかりでなく、身に親しい歌書も収められ

る。『新三十六人撰』の序（正元二年（二二六〇）の年紀あり⁽⁷⁾）に見える、世のためにしてあつめず。人のためにしてえらばず。おりたつ田子のみづからが心ばかりをやしなはむがためにせり。かるがゆへにふところの中にかくしもちて。あさ夕のもてあそびものにせんとてなり。

は、ひとり密かに蔵して愛玩する歌書を、「懐の中」のものに擬して言う中で用いられている例であろう。

かくして「懐」や「懐中」と和歌との結びつきは、まことに密接である。ただし「懐中書」の成り立ちの傍らにあるそうした側面を考慮するとしても、当面重要なのは中世の歌書にかかわる、あるいはテキストとしての「懐中書」である。

歌書の中に、「懐中書」を思わせる「懐中」という名目が集中して現れる早い例は『夫木和歌抄』である。龐大な歌々を収めるこの私撰集の原拠を伝える出典注記に「懐中」の名が散見される。⁽⁸⁾ その数一五五首。また『歌枕名寄』に「懐中抄」と注して、

みな河のみなわさかまきゆく水のことかへすなよおもひそめたり

（巻五・畿内部五・山城国五・水名河・一六一七）

を収めるのははじめ、「懐中抄」の名は他の三首に見える（五八二五九〇二六・九一八二）。その内、特に九〇二六には「懐中」と注記された上に「懐中抄歌如何、可詳」とも細注されており、「懐中」は「懐中抄」の略記されたものであることを伝えている。⁽⁹⁾ 他に単に「懐中」とのみあ

る歌々をも加えると、『歌枕名寄』の注記に「懷中」の名の見られる例は八十八首（重複歌一例あり）に上る。さらに『高良玉垂宮神秘書紙背和歌』にも「懷中」の注記の見える歌が十七首、中に「懷中集」の例一首を見る。これらの諸資料で参看されている資料、言い換えれば、これらの依拠資料の実体は、和歌の用例を多数盛り込んだ私撰集の類であったと推測される。しかも上掲の三つの資料の、今問題にしている歌々は一部重複しており、「懷中」と注記され、また「懷中抄」とも「懷中集」とも記されている当の原拠は、単独唯一の書だとは断じられないまでも互いに重なり合うものであったことが知られる。「懷中」という名目を重視すれば、当該の和歌用例集は、懷中しもして身近に備えて検索・活用すべき手引きの書という意味を含んでいたのかも知れない。併せて注意しなければならないのは、これらの資料の流布していた時期である。右の三資料の成立時期を照らし合わせ、⁽¹⁰⁾ 重なり合う時期を求めると、浮かび上がるのは鎌倉時代末期、おおよそ十四世紀初頭という時期である。それは『淵底秘抄』の成立と流布との目安となる嘉元三年（一二三五）とまさに符合する。すなわち「定家卿懷中書相傳次第」という標目が記し付けられた頃、傍らで「懷中」にかかわる名目を持つ歌書も、「懷中抄」「懷中集」の名をも伴いながら存在していたのである。⁽¹¹⁾ さらに、鎌倉末期までに成立していた可能性のある『本朝書籍目録』の「和歌」の項には、「勅撰以下別有目録。勅撰家集等外。如鈔物打聞之類。七十部有之。然而見懷中抄歟之間略之」とある。ここに見える「懷中抄」は、その記載に照らすと、私撰集の類自体とは別の歌書であるよ

うだ。ちなみに、時代は下っておおよそ室町期に、『懷中抄』という書名をもつ上述の諸書とはさらにまた別途の和歌の歌語・歌句類の詠作法を記したテキストが同じ『懷中抄』の名で用いられてゆく。

目を転ずると、テキストとしての「懷中書」あるいは「懷中の書」は和歌のみでなく、幾つかのジャンルにおいてもすでに存在していた。たとえば雅楽の横笛の古楽譜に『懷中譜』⁽¹²⁾があり、「恒令懷中訖」云々という字句を含む著者、大神惟季による同書奥書は、平安期、嘉保二年（一〇九五）の年紀を持っている。同じく雅楽書には『懷中略譜』⁽¹³⁾「懷中秘譜」『懷中和琴譜』『懷中要録』などの書名も知られている。これらは言わば、雅楽の系譜における実技に関する秘説と結びついた懷中の書である。また世尊寺伊行の書道論書『夜鶴庭訓抄』は周知のように「懷中抄」の別称を持つ。これらは、早くから始まる「懷中書」の歴史や系譜とテキスト自体の広がりをおおよそあらためて想起させる。このような諸々の文化的な文脈——主として表現行為をめぐる諸言説——の交錯する中に『淵底秘抄』は存したのである。その『淵底秘抄』成立の時期は、先述のように和歌の領域にあつては「懷中」にかかわる名目を持つ歌書が成立し流布する頃であり、さらにそれは、「掌中曆」と「懷中曆」を一書として取りまとめた故実書『二中曆』成立の時代などともまた重なり合っている。我々は、確かな年次をもって歴史的な定点を十分に確保し尽くしえないという、隔靴搔痒の思いを拭えないもの——したがってこれらの交錯する諸書を時系列の中で見定める作業を続けなければな

らないことは言うまでもない——「懐中」の書が寄り集まるように浮上して来る時期として、おおよそ鎌倉末期を把握しよう。

さて、当の時期に留意しながら、中世におけるテキストとしての「懐中書」を周航する紙上の尽きない旅をひとまずは中断して、あらためて問題の発端である『淵底秘抄』自体に立ち戻ってみよう。

3 再確認——「和歌淵底秘抄」の受容

従来の知見を最初に概観しておこう。資料としての『淵底秘抄』については、早く三輪正胤・井上宗雄が取り上げ⁽¹⁴⁾、のちに紙宏行は伝本十二本を調べ上げるとともに本文を翻刻、三輪正胤は広漉な展望の中であらためて本書を位置づけ直している⁽¹⁶⁾。それらの研究によって今日、テキストの実体はほぼ解明されていると言つてよい。本文内容についても、右の諸論考の、おのおの触れるところであるが、ことに紙は本書の主要な論点である親句・疎句の論を系譜論的に整理し⁽¹⁷⁾、三輪は「為頭流」・『竹園抄』系歌論⁽¹⁸⁾に連なるテキストとして諸書との関連について詳論している。そもそも親句・疎句の論は、仮託書類のみでなく広く中世歌論やのちの連歌論にも続く言説の系譜を成すところの、言わば歌論史における〈問題項目〉である。同時に、本書の説く五七五七七の五句の「移(り)」と「次目」、さらに「対歌」「対句」「問答の体」、あるいは「似物」「よせ物」「にほひ」「本歌」「道の秘事」「家の大事」などもまた多くの問題を孕んだ歌論における概念——〈問題概念〉——である。これらの諸項目・諸概念を、紙・三輪の読解を承けて、歌論史の中にさら

にどのように精細に位置づけるべきかは、今後とも追究されるべき課題であり続けるだろう。

なお本書の伝本は、紙の所論に列記されているところの他に、国立国会図書館蔵一本(二〇二・一九三)、『古典籍総合目録』登載の島根大学附属図書館蔵桑原文庫本(九一・一〇一F六八)、さらに高松宮旧蔵本(二二二・二三三 マイクロフィルムによる)・大阪女子大学附属図書館蔵本(八一五・七一三)などを知りうる⁽¹⁹⁾。諸本間の本文異同は、三輪が「極めて少ない⁽²⁰⁾」と言ひ、紙もまた「異本とすべきものはなく、諸本すべて同一系統本と考えてよいであろう⁽²¹⁾」と説くように、本文そのものに錯雑した生成・展開の過程は見られず、本書は比較的安定したテキストとして継承されて来ていると言えよう。

さて以上のような本書にあつて従来課題であり続けているのは——仮託書類の言わば常態でもあるが——本書の具体的な成立年次も著者も依然として不明であるという点である。ただし作者について紙は状況証拠から、やや積極的に「二条家の周辺で作られたと考えてよいのではなからうか⁽²²⁾」あるいは「少なくとも二条家庶流の作とするところは動かないであろう」と推定している。確かに伝本の中には「二条家和歌指南」と題され奥に「常縁判」という記載を持つ書と合写された本もあり、当の合写状況をとらえて三輪も「二条家の伝書として扱われていた事を示すもの⁽²²⁾」と説くように、本書と二条家の門流との結びつきは否定できない。また、広く「為頭流」・『竹園抄』系歌論⁽¹⁸⁾という領域の内にある諸書の生成過程の動態を精査する三輪が、二条為明の元弘元年(二三三二)

奥書を持つ神宮文庫本『古今秘歌集阿古根伝』を取り上げて、同書に見られる『和歌淵底秘抄』の一部を含む秘事は二条家のものとして重んぜられていたことが分かる⁽²³⁾と説いている点も、本書と二条家流との関わりを伝える証左としてよいものの、これとて作者を直接証拠立てるものではない。

かくして、具体的な根元の作者については今のところ明徴を欠く。すなわち本書は原初の由来については闇を抱え込んでいたのであるが、しかしその反面で、流伝史を通じて本書そのものに結びついて来た伝承の姿はむしろ明瞭であり、かつ具体的である。小稿で問いたいの、まさしくこのテキスト受容史の次元における問題である。

たとえば『淵底秘抄』の一本、宮内庁書陵部蔵『和歌袖珍』(伏・一四二)所収本はすでに三輪の指摘により井上が述べ、紙もまた注意しているように、まことに注目すべきものであつて、通例の「定家卿懷中書」云々の奥書を持たず、左記のような著者を名指した奥書を有している。

此口伝者宗匠重相為氏卿作之、当家秘中深秘之口伝也

この記載を信ずれば、『淵底秘抄』(ただしこの書陵部蔵本は内題を欠いている)の著作者は二条為氏(貞応元年(一一三二)―弘安九年(一一八六))であるということになる。仮にそうだとすれば、成立時期もおのずと為氏生存中のこととなるであろう。しかし右の、署名を持たず、「口伝」という語を二度も用いて記されている奥書は、基本的に伝承の説である。したがってこれを直接の拠り所として『淵底秘抄』は為氏作であると断ずる訳にはゆかない。これを信ずるか否かという二者択一の

次元を超えて右の奥書を問題にするためには、当該書陵部本の特性について、この本のみ右の奥書を孤立して持つことの意味や、本文自体の先出性や優越性すなわち他本に先立っていることや勝っていることをも証示する必要がある。また右の奥書の文辞を吟味することも求められよう。為氏作という伝承を語り記している主は、為氏を「宗匠重相」と呼び、

ここにあるテキストの内容を「当家秘中深秘之口伝」としているのであるから、おのずと当該の某人は二条家の門流に連なる者であるにちがいない。その際、たとえば頓阿が『井蛙抄』巻六「雑談」で記すときの「宗匠」は「今の宗匠」である為定であり、その祖父で門弟頓阿にとつての師に当たる為世は「故宗匠」である。それに照らすと、「宗匠重相為氏卿」という呼称は頓阿の認識とは異なる段階の目と意識——その時点は頓阿より降るのか溯るのか、なお確言できない——を持つ二条家門流の徒であつたと推測される。さらに当の某人の記す伝承を裏づけるためには、何より本書の言説内容を、まとまった歌論書を特に遺していない為氏のそれとして位置づけねばなるまい。概括して言えば、真に為氏の著作であることを言うためには本書の歌論史的な位置を、おおよそ為家の『詠歌一鉢』より一世代後、為世の『和歌庭訓』『和歌用意条々』よりは一世代前の認識を伝えるものとしてさらに厳密に見定めなければならぬであろう。この課題は決して自明ではなく、容易に解きうるものでもないと思われる。述べたように『淵底秘抄』に二条家や二条派に繋がる影は認められる。しかしその著者が為氏その人であることも、為氏の門弟に連なる者であることすらも確かではないと言ふべきではな

かろうか。

しかし成立問題のすべてを担い手の系譜論という観点に還元することには、なお慎重であつてよいと考える。おそらく、我々は本源的な作者の問題と享受の問題とを区別すべきなのだ。右の奥書が語っているのは、まさしく後者の次元である。

あらためて考えると、先述したように本書は本文の変転を重ねて流伝した書ではなく、成立ののち元の形態を保つたまま伝存してきたと目されるのだとすれば、この書を著した主体——おそらくは独りの主体——を我々は想定せざるをえない。しかし当の主体は本書を編成したまま自らを語らず、己の名を現さない。〈彼〉は無名性という帳の内深くに在るのである。ただし、その無名性は、物じて書かれたもの（テキストは〈個〉の営みによる制作物であるということ）を自明の前提とする意識のもとで、敢えて殊更に選び取られたところの、執筆の身振りとしての無名性——近代以後のそれ——とはおそらく異なる。むしろ自己の名を明かすことなく自己の思惟と論理を書き表すことをよしとする（テキスト意識）——テキストに対する意識——に強く裏打ちされた中世の無名性である。この中世の無名性こそ、編成されたテキストを受容する者たちに様々の意味づけや価値づけや幻想を孕ませる母胎となり、さらに真ならざる名を表し騙るといふ行為を導く誘因ともなるのだと考えられる。こうした事情は、上に見た書陵部蔵『和歌袖珍』所収本の奥書ばかりでなく、『淵底秘抄』の多くの伝本に存する奥書においてもほぼ同様に

現れている。問題の奥書に目を転じてみよう。

定家卿懐中書相傳次第

京極中納言

定家卿

嵯峨大納言

為家卿

藤原忠長

法名叔後

藤原忠幸

法名慈寛

権律師源俊——藤原親時

相傳本云

右抄物者於當道者雖隨分最極秘書依為厥志懇切以源俊阿闍梨御房所奉相傳之處也、可秘々々、努々不可及外見而已

嘉元三年十月三日 桑門慈寛 在判

右秘書者隨分以懇切之志興此道任無貳之思專六儀仍且優其誠以野間次郎殿所奉相傳實也、努々不可有他見耳、穴賢々々

正和四年八月廿三日 権律師源俊 在判

此一巻不慮二現來之間即座写留者也

文祿五丙申季南呂下旬 二品親王 御判 記之

先学よつて再三参照されてきた右につき確認しうるのは、嘉元以降の書承は信じうること、当の流伝に關東武士が關与していること、系図の「忠実」の和歌活動を知ることができて以後の系譜をひとまず信じうること等である。しかし忠長と為家とのつながりも、ましてやテキスト授受を裏付ける明確な微証も存在しない。その境に空白と欠落が横たわっている。

4 <テキスト幻想>

あらためて「定家卿懐中書」「相傳次第」という名辞の含む意味を考

えてみたい。固有の名を持つ実体としてのテキストと、実体を持ちながら名を持たない者、テキストを受け取りさらに継承する者たち、テキストをめぐる伝承、これらの間にはたらいっている意識すなわちテキスト意識が幻想を生み出す。その幻想を、冒頭に述べたように「テキスト幻想」と名づけることができるであろう。ではその「テキスト幻想」とは何であろうか。私たちは、先学の所説の中に示唆を見出すことができる。

田中裕は定家仮託書の形成過程を論じた中で、「一種の期待」という語句を次のような文脈で用いている。すなわち、

冷泉家には定家遺作として承認された愚見抄があり、さらにその奥伝といふべき別本三五記の存在が伝えられてゐたが、おそらくそれとは別に秘抄鶴本末の名がいれば公然の秘密として喧伝され、それは家没後の宗家の事情を耳にしてゐた人々にあるいは信ぜられ、あるいは疑われながらも一種の期待を感じさせてゐたと思はれる。⁽²⁴⁾

このやうに仮託書はすべて冷泉家起源の著作乃至発言に基づいてゐた点で、歌壇の一部に醸成されてゐた一種の期待を充すに足るものがあつたので、それだけに秘書としての信頼と權威とを喚びつゝ、伝播していつたと思はれる。⁽²⁵⁾

定家仮託書の形成過程についてさらに探究すべきことは少なくないが、小稿の関心に沿って読むと、右の論述には、定家仮託書が書かれたテキストとして執筆・作成・編成され、さらに受容されてゆく際に働いていた意識の在り方についての洞察が含まれている。端的に言えば、早く田中の示唆したのは、西欧の文学理論の中で築かれてきた一観点である読

者論や受容史論が問題にしてきた視野と重なり合うものに他ならない。よく流布しているヤウスの言う「期待の地平」⁽²⁶⁾などと接する視点だと言えるであろう。

「一種の期待」という田中のこの概念と視野を「テキスト幻想」として再措定し、先述のように命題化を図って定家仮託書研究の術語として用いたい。なぜ意識や幻想・伝説を問う必要があるのか。それは、幻想・伝説こそ仮託書の生成と展開を促す力ですらあるからに他ならない。その力についての考察は仮託書研究にとつてきわめて重要な問題領域であると云わねばなるまい。あらためて考えると、当の「力」の働きとして次の四点を挙げることができよう。これらはいずれも「テキスト幻想」を成り立たせている条件ともなるものである。

帰属性

正統性

系譜性

継承性

三輪が例を挙げて指摘する「相伝次第」は仮託書類の幾つもの書に見られるところであつた。そうしたテキスト授受の中に働いている意識にも、これらの条件は浸透している。たとえば宮内庁書陵部蔵『和歌袖珍』所収本では、先掲の相伝奥書が消えている。その代わりをなすように、為氏に帰属するものであると謳われることによつて、為氏に始まる二条家の系譜にもとで伝え継承される正統的な言説であることが確認されることになる。それは原初の姿というより享受の姿を伝えるもので

あったという可能性を打ち消し難い。むしろ諸本の中で孤立した例であるこの本もまた、独自の「相伝次第」を主張しようとしている——その文言の記された時点はいつか、という疑問を依然として引きずっているが——のだと考えられる。そして『淵底秘抄』においても同様である。

ただし「ヘテキスト幻想」は決して単一に固定されたまま継承されてゆく訳ではない。むしろ常に時代の促しによって浸潤されて変貌を遂げるのだと考えられる。ちなみに、国会図書館蔵本『懷中抄』（一九六・四三）は、外題・内題ともに「懷中抄」と銘打たれているものの、本文を検すると、先に言及した通常の『懷中抄』とは全く異なり、『淵底秘抄』と著しく類似している。『淵底秘抄』に関連する、三輪正胤の精査したテキスト群からの撰取という経路をも考慮しうるものの、今ある本文を照らし合わせると、国会本『懷中抄』の実体はおおむね『淵底秘抄』を換骨奪胎したものだと思われる。同書にあつては、『淵底秘抄』諸本（特異な書陵部蔵一本を除く）にこそつて備わっている「定家卿懷中書相傳次第」の標目とそれ以下の奥書類は見えない。と言うより元の伝承は捨てられ、代わりに次のような識語風の文言が末尾に据えられている。

右是は先日申つるものにて候、事おほからて御心得もいたり候は、すゑはおもしろくおほしめし候へく候、自然又愚問賢注など、て抄物候、たつね出し候は、入見参候へく候、かまへてく正風躰幽玄躰などを御心かけ候へく候、一かとあそはし候はんとて、めつらしく御あんし候は、末はすて物にて候へく候、ゑんある詞をもてや

すらかにつ、け、ことはふるく心はあたらしく御心かけ候へく候哉、誠に存候ぬ事候へ共、堯孝法印、撰者雅親卿と尊客對し候事、御教訓候しを承候しほとに申候

最末部分は、文脈の主体をやや読み取りにくいのが、おおよそ、「堯孝法印」（明徳二年（一三九二）—享徳四（一四五五））に、終に成らざりし第二十二代勅撰集の「撰者雅親」（応永二十四年（一四一七）—延徳二年（一四九〇））が面談して交わした問答の内容を、先師より（私が）拝聴したので、今（貴殿）に申し述べるのだという意であろうか。ともあれ右の一段は、室町前期以降にこの本が元のテキストである『淵底秘抄』を編成し直して出来上がつてゆくという事情の一端を伝える文言だと考えられる。「定家懷中書」であつたはずのテキスト『淵底秘抄』は改編されて、「懷中書」たることを書名に掲げる書『懷中抄』と混淆し、新たなテキストとして再生してゆく。おのずとテキストにまつわる幻想の内実もまた確実に別種のものへと変貌してゆくのである。もはやここに「定家」の影は無い。「定家」に発する書、そして「定家」から「為家」へ確かに伝えられた書であるゆえに権威を帯び、また継承されるに値するのだという幻想とそれに伴う歴史の記憶は喪失され、「定家卿懷中書相傳次第」のテキスト授受の系譜は、全く異なる「尊客對」する（「尊客」は「尊答」である可能性もあるか）ところの、新たな権威化された師資相承的な場における言説へと転化され、さらにそれを尊重する人々のもとで由緒ある説として語り伝えられてゆくのである。このようにテキストの実体が再編成されるのに応じて「ヘテキスト幻想」そのものも、もはやか

つて備わっていた質とは無縁なものへと変転してゆく。こうしたテキストの行方や帰趨を見るにつけても、ヘテキスト幻想と時代の促しとの密接な連繋の様、すなわちヘテキスト幻想の歴史性を押さえる必要を我々は思わざるをえないだろう。

5 幻想の歴史性——テキスト群とそれらの場のもとで

ではヘテキスト幻想はどのような状況のもとで、どのような過程をたどって形成されるのだろうか。ヘテキスト幻想が働きヘテキスト伝説が生まれる過程そのものに歴史性をどのように読み取ることができ、るのかを尋ねてみたい。おそらく問題はさらに細かく広がってゆくが、ここでは本書『淵底秘抄』によってその定着の時点と状況を窺い知ることがができる。

ではそれを促す諸条件は何であろうか。ここでは要点を絞って列記しておきたい。

(1) テキストの同時代性

同時代の周辺のテキストとの繋がりの中に、ヘテキスト幻想をめぐって共有されている文脈が存在する。それは用語と用語法に端的に現れるであろう。『淵底秘抄』の書名に含まれる「淵底」との関連で言えば、たとえば天台密教の教義書『淵底鈔』は注目される。同書は『昭和現存天台書籍総合目録』の分類範疇に沿って言えば、顕教部・中古天台部・論義部・義科の内に属する書である。西教寺正教蔵文庫本（国文学研究資料館マイクロフィルムによる）の、「教相義抄」上下・「十如是

義抄」を収めた後の奥書に次のごとくある。

本一

寶徳三年辛未三月廿二日以相伝本写之畢南无山王大師顕密烈祖令

法久住利益人天

相承次第 法印傳運

実以一運秀一成舜一弁秀

本一

享徳元年十月五日写之畢

一流無双之淵底抄也曾以聊爾不可露顕者也

法印弁秀 在判

才六十余

戒五十

于時寛文七丁未卯月七日

西塔南尾沙門

宿室静光遂書功訖

往年廿九戒十七

大谷大学図書館にも同書を蔵しており（内餘大・三三三二・一）、大谷大学本では右の後に次の書写奥書が続いている。

于時寛文十二壬子年二月三日書之 妙光院英純

また、当該の『淵底鈔』所収「十如是義抄」の内題の下には「建武三年十二月七日午刻」の細註があり、特に注意される。すなわち、建武三年

（一三三三）段階の元の釈義は寶徳三年（二四五二）に「相承次第」を確

認され、翌享徳元年（一四五二）に相承した主によって「一流無双之淵底抄也」という位置づけとともに書写され、さらに当該テキストは中世から近世へと継承されてゆくのである。こうした僧家における『淵底鈔（抄）』の継承は、『淵底秘抄』に「定家卿懐中書相傳次第」として記されたところと、きわめてよく照応している。僧家における『淵底鈔（抄）』に照らすと、書名『和歌淵底秘抄』は和歌における「淵底抄」という意ですらあったのかも知れない。両書はテキスト意識の同時代性によって結ばれているのである。ちなみに「淵底」という語は愚秘抄の中にも見出しうる（ただし本により「淵源」の異文も）。また「淵底」のみでなく「淵底秘抄」の「秘抄」についても、同時代性をさらに探索してみらるべきだと思われる。

(2) 場

〈テキスト幻想〉〈テキスト伝説〉はテキストの上のみでなく、実際の空間でも育まれる。実際に書物を所蔵する空間で幻想が醸成されるのである。言わば書庫がテキストの場ともなり、書物が秘蔵されることにもつたる幻想が人々の中に定着する。たとえば蓮華王院、宇治の撰関家の宝蔵、官庫や私家の文庫などは幻想を育む場であった。一般に寺院では聖教類が「宝蔵」の内に密かに納められる。聖なる空間にある聖なるテキストは〈テキスト幻想〉〈テキスト伝説〉を一段と高めることになる。無論、ことに世上争乱の現実のもとでは、力を尽くして護られなければ、書物は絶えず湮滅の危機に瀕することになる。たとえば文和元年（正平七年 一三五二）閏二月二十二日、光厳上皇は『弘長百首』等を合

む文書類を洞院公賢の家の文庫に預けている（『仙洞御文書日録』）。のちに、光厳法皇は記録等を同文庫に移し（文和三年）、延文五年（正平十五年 一三六〇）四月八日、同文庫は勅封される（『愚管記』）。さらにその翌年、康安元年（正平十六年 一三六一）二月一日、北朝は勅使を立てて同文庫を開かせ（『愚管記』）、同年七月十二日、洞院公賢は光厳法皇の文書類を返却する、という顛末もある。おそらく冷泉家に蔵される書物は、とりわけ幻想と伝説を生む重要な場であったはずである。

(3) 人

担い手たちの意識のもとでも仮託書の生成する条件は育まれる。それを支えるものをどのようにとらえるか。〈テキスト幻想〉〈テキスト伝説〉は生まれるのか、それとも作為的に作られるものなのか。おそらく両方の軸の併存によって支えられているに違いない。「生成」という概念自体を厳密化する必要がある。主体の問題と担い手の問題についての検討も必須となる。そうした意識を持つ主体と、そのような意識を矛盾なく受け容れる主体たちが共有している〈テキスト意識〉を想定する。その意識を基盤として幻想はさらに伝説へと進展してゆく。

しかし増幅されてゆく幻想の傍らに実体はいつも在る。たとえば定家手沢本のゆくえは、依然として解明されるべき対象として存在している。それらを所蔵する家の人々の意識は複雑である。より広い社会史の文脈でその意識を分析して見る必要がある（そのために「冷泉家文庫史」という視野は必須であり、それが細述されることへの期待は大きい）。「定家懐中の書」にまつたる幻想は周辺や末端において、むしろ増幅される

が、翻って、定家その人が何らかのかたちで関与したテキストを引き継ぎ、相伝した家の本、家の人が校勘し書写し、新たに編成されて架蔵されるに至った家の本、そして定家自身の著作になるもろもろのテキスト、それらを現に所蔵しているゆえに、家の人々の恐れは募る。それもまた「テキスト幻想」と呼ぶべきであろう。しかしそれは家の外において醸成される「テキスト幻想」とは異なる。言わば家の内の「テキスト幻想」である。家の内の「テキスト幻想」は俊成や定家らの家の父祖が直接関与し、現に家内に継承されてきている歌書類に対する尊崇に支えられている。しかしまた、たとえば冷泉為秀が定家仮託になる『桐火桶』を、他でもない定家の書として認定する奥書をも付し、一度ならず書写していること⁽²⁸⁾から知られるように、「テキスト幻想」は「家の人」をも巻き込まないでは措かないのである。

思えば、為家の関与の有無が仮託性の境となる。「テキスト幻想」を保証する必須の二項は定家・為家の二人によって継承・授受されたという「事実」である。為家の存在はいわば分岐点であった。為家以後の分流、家と家の内の分流、そして家の外の家の人々、彼らがさらに、おのがじし根拠を求める。そして相伝の次第を作り出してゆく。「定家懷中の書」を継承する人々のもとにある幻想や伝説は拡大・拡散し、あるいは特定の血脈のもとに蝟集する。系譜はさらにいくつにも分岐してゆく。『淵底秘抄』の奥書はその一つの流れを我々に際やかに伝えているのである。かくしてテキスト幻想は中世和歌史の領野を浸潤して、時代の中で一つの脈流を形作ってゆく。

(4) 時期

そして時期の問題を十分に顧慮すべきであろう。定家仮託書の生成と展開の中で、テキストの実体とテキストにまつわる幻想とがどのように交錯し、時期ごとの状況をあらわにするかという問題である。

私見によれば、中世における定家享受史を三期に分けると、第二期に相当するのが定家仮託書の作成される時期であると⁽²⁹⁾とらえうる。その時期の状況のもとにある定家仮託書に関わる者たちにとつての課題は、すでに価値づけられて存在しているテキスト群に、どのような存在根拠を明示するかという点に集約される。そうした定家仮託書に関与する者たちの意識の痕跡を、『淵底秘抄』の奥書は伝えている。あの「定家卿懷中書相傳次第」を掲げる奥書は、上記のような第二期の意識と思想が継承されてゆく状況のもとにあるのだととらえたい。端的に言えば、本書の奥書の最初に見え、今のところ特定しうる『淵底秘抄』成立の下限の年次でもある嘉元三年（二三〇五）は、なお第二期の口中にある。ヘテキスト幻想は定家仮託書が現に生成と変転をたどる過程そのものにも絶えず働きかけて止まないのだととらえたい。『淵底秘抄』の伝えているのは、そうした過程の一齣なのではなからうか。ただし、定家仮託書の作成された時期の真の分水嶺は何時か、そしてその時期をいかなる範囲に画定しうるのか、我々はこの問いを一層急進化・厳密化して、その答えをさらに尋ねてゆくべきだと思ふ。

おわりに

多かれ少なかれ過去の書物の実体は埋もれていたり潜んでいたり、あるいは時として出現したりするのが常であるから、当の実体の姿を有りのまま正確にとらえることは絶えず我々の課題であり続ける。定家仮託書あるいは仮託書群の諸テキストを追究する作業においても、その課題は同様であろう。しかし我々は、テキストの実体を書誌的な次元で書誌的な事実として可能な限り実証的に解き明かすとともに、実体の手前に、あるいはその実体を取り巻くように存在している——テキストにまつわりつきながら、テキストに由緒・根拠・格式・権威に結びつく力を付与しているところの——「テキスト幻想」と「テキスト伝説」の展開史——「テキスト幻想」と「テキスト伝説」の形成ならびに展開の過程が担っている歴史性——を透視しなければならぬだろう。小稿では、早くその種の力の作用を察知して田中裕の提示した概念——「一種の期待」——の持つ重要性を再定義して、その命題化を試み、当の命題にかかわる問題や視野の一二について考えてみた。正確に言えば、問題領域の広がりや略述してみたのであるが、こうした命題化の試みから発して考察を進めることによって、定家仮託書探索への小道をさらに幾筋見出しうるのか、あるいはその小道をたどるために、差し当たりどのような理論的・方法的な足固めを併せて必要とするのか。それらの問いをさらに具体的に考えてゆきたい。

註

- (1) 「懐中」という冠辞は書物の一つの形態の指標であり、ほとんど出版上のジャンルを成してもいたと見られる。
- (2) また衣との関連で言えば「懐中」「懐宝」のほかに「袖中」「袖珍」、あるいはまた「掌中」をも顧慮すべきである。
- (3) この場合のテキストは、それを懐中する者の、実際の懐の中であり同時にまた胸中あるいは心中と深く結びついていると言うこともできよう。秘匿されるべき貴重な、という意味は、「懐中」の語にもともと含まれている意味の一面でもある。今日、衣の姿は一変して、「懐」も「懐中」という語のニュアンスも、かつてのそれとすでに異なっているとはいながらも、「貴重な」という意味での「懐中」の語は、現代もおお死語とはなっていない（「懐中物」などの言葉とともに）。そもそも「懐」とは何か。言わば「懐」「ふところ」の遙かな文化史を思うべきであろう。
- (4) 新日本古典文学大系元『袋草紙』藤岡忠美校注（一九九五 岩波書店）の訓読文による。
- (5) 定家が幾度も執筆もしくは染筆した「和歌会次第」のテキストの冒頭はこのように書き始められている。数種ある本文のすべてではないが、定家の関与した書様・次第の諸テキストの内、私の分類にいうⅠ・Ⅱ・Ⅳ類所載の「和歌会次第」においては、そうである。なお、「和歌清書懐中」云々の字句は、本によって小書きされている場合も。川平ひとし「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について——付・本文翻刻——」（『跡見学園女子大学紀要』21 一九八八・三）参照。

- (6) ちなみに「袖の中」に懷紙を収めて座に臨む、という作法ものちに行なわれ(その始発は何時であるかは、興味深い問題である)、たとえば天文二十年(一五五二)平田入道墨梅の奥書を持つ「懷紙文臺に置事」と内題にある作法書に「左の袖にいて會席へ出る也」(東京都立中央図書館蔵『和歌會式法』(東京誌料四二・一五)による)などのように長く踏襲される。
- (7) 群書類従卷一五九。濁点を付す。
- (8) 新編国歌大観第十卷所収による。
- (9) 九一八には「歌未勘、懷中抄可詳」とある。
- (10) 和歌大辞典・新編国歌大観解題の当該各書に関する記載による。
- (11) くれぐれも双方の成立の先後関係は即断できない。
- (12) 内閣文庫蔵本(一九九・一六二)。同蔵一本(一九九・一六三)も。
- (13) 内閣文庫蔵本『懷中略譜』は『樂書部類』(一〇二乙・七)二十二冊の内(第十五・十七冊)。続く三書は未見。
- (14) 三輪正胤「竹園抄歌論の生成と発展——玉伝集・阿古根浦口伝について——」(『名古屋大学国語国文学』13 一九六三・一一)、井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』(一九六五、改訂新版一九八七 明治書院)。
- (15) 紙宏行「〈解題と翻刻〉『和歌淵底秘抄』」(日本文芸論叢4 一九八五・三)。
- (16) 三輪正胤『歌学秘伝の研究』(一九九四 風間書房)。
- (17) 紙宏行(15)。
- (18) 三輪(16)、第三章・第一節。
- (19) 後の三本は国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムにより披見しうる。『国書総目録』掲出の天理図書館蔵吉田文庫本(吉二七一・一二二)二卷(無軸)は、外題に「八雲并神詠付和歌淵底秘抄」とあるが、『八雲并神詠』の一部であって「本書と」全く別のものであることは三輪の明示するとおり。大東急記念文庫・巖島神社にも蔵される由(井上・三輪指摘)であるが未見。
- (20) 三輪(16)、一一五頁。
- (21) 紙(15)。
- (22) 三輪。一一六頁。
- (23) 三輪。一一九頁。
- (24) 田中裕『中世文学論研究』(一九六九 塙書房)二〇五・二〇六頁。初出は「定家仮託書の批判」『国語国文』二二・一〇 一九五三・一〇。
- (25) 田中、同右、二〇六頁。
- (26) H・R・ヤウス(轡田収訳)『挑発としての文学史』(一九七六 岩波書店)。
- (27) 三輪(16)。
- (28) 為秀書写にかかわる『桐火桶』については田中裕「桐火桶摸索」(『語文』29 一九七一・五)と同論をも収める『後鳥羽院と定家研究』(一九九五 和泉書院)、ならびに佐藤恒雄「解説」(徳川黎明会叢書・和歌篇四『桐火桶 詠歌一鉢 綺語抄』(一九八九 思文閣出版)所収)、さらに冷泉家時雨亭文庫叢書40『中世歌学集 書目集』(一九九五 朝日新聞社)所収の冷泉家蔵本影印(あわせて島津忠夫による同本解題)を参照。
- (29) 三期の説については、川平ひとし「藤原定家の偽書群の成立とその意義」和歌文字講座7『中世の和歌』(一九九四 勉誠社)所収参照。
- 付記 本稿を成すにあたって平成十一年度跡見学園特別研究助成費の援助を得た。